

～新たな取組に挑戦する中小企業者を応援します～

袋井市中小企業等経営力強化支援事業



市内中小企業者等の経営力強化を支援するため、販路開拓や業務効率化に取り組む事業者を支援します。

【補助額】 1事業者 50万円（上限）
（補助対象経費の2/3以内）

◆補助対象者

- ・市内に主たる事業所又は事務所等を有する中小企業者等
※中小企業支援法第2条第1項第1号から3号までの中小企業者等（財団法人、社団法人等含む）
- ・袋井市に納税義務があって、市税の滞納がないもの

◆補助対象期間

令和2年4月1日（水）～12月28日（月）

※補助対象期間内に契約し、かつ実施した事業が対象となります。

◆補助対象経費・・・活用例は裏面をご覧ください！

- ・販路開拓事業
- ・業務効率化事業

◆補助額

1事業者：補助対象経費の3分の2以内で、50万円を限度

◆申請方法

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

◆申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年2月1日（月）

◆注意事項

- ・同じ内容の事業について、国、県、市町等の助成金や補助金を受けているもの、または採用が決まっているものは補助対象外です。
- ・消費税及び地方消費税、振込手数料や代引き手数料等は補助対象外です。

申し込み・問い合わせ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 産業政策課産業労政室

電話 0538-44-3136

メール sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

ホームページ <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/soshiki/14/03/teate/1598944963434.html>



袋井市中小企業等経営力強化支援補助事業制度の概要

1 補助対象者

業種		次のいずれかを満たすこと	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～⑦を除く。)	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業	5千万円以下	100人以下
④	小売業	5千万円以下	50人以下
⑤	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
⑥	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦	旅館業	5千万円以下	200人以下

※財団法人及び社団法人、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人等も対象です。

2 補助対象経費

(1) 販路開拓事業

- ①新商品、新サービス、新技術の開発等の試作に要する経費
- ②ビジネスモデル転換に係る店舗のリニューアルに要する改装費用
- ③新たにECビジネスを開始するために要する費用
- ④新たにキッチンカー等を購入し、事業を開始するために要する費用 など

(2) 業務効率化事業

- ①紙ベースでの稟議書の決裁を電子化する電子決裁システム等の導入に要する費用
- ②キャッシュレス決済システムの導入に要する費用
- ③少人化のための自動券売機や受付ロボットの導入に要する費用
- ④在庫管理システムや労務管理システム等のソフトウェア導入に要する費用
- ⑤WEB会議システム導入等に要する費用 など

3 申請書類

- 申請書類確認表
- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 申請者の業種・業態が分かる書類
法人:登記簿謄本(登記事項証明書)の写し
個人事業主:直近の確定申告書の写し(収支内訳書又は青色申告決算書も添付)又は開業届の写し
- 事業概要書(別紙1)
※経営指導員の所見が必要です。
- 事業実績書(別紙2)
※事業の写真を添付
- 事業収支決算書(別紙3)
※補助対象経費を支出したことが分かる書類(写し)を添付
- 請求書(様式第3号)
- 振込口座のわかる通帳等の写し

各種様式は市ホームページからダウンロード又は市産業政策課、袋井商工会議所、浅羽町商工会の窓口で入手できます。

《経営指導員の相談窓口》

◆袋井商工会議所
袋井市高尾1129-1
(新産業会館キラット2階)
TEL:0538-42-6151

◆浅羽町商工会
袋井市浅名979-1
TEL:0538-23-2440

※本補助金を活用した事業者は、市ホームページにて事業者名を掲載いたします。